V. 安全な生活を送るために

1. 非常災害対策

南海トラブ地震臨時情報が出た場合や非常事態発生時(暴風警報や震度5強以上等)には、お ・ 子さんを直接ご家庭の方に引き渡すことになっています。迎えに来られないご家庭は、あらかじ め所定の書類に記入した代理の方に委託していただきます。

2. 通学路について

みなみがわらしょうがっこう 南河原小学校では、通学路を定めています。(通学路地図参照)

安全な通学路を通って、自動車等にも注意しながら登校するよう、ご家庭でも話し合ってくだ さい。

- 〇学校は、8時に開門します。8時~8時20分の間に登校できるようご配慮を お願いします。
- ○通学路を4コースに分けています。
 - **1(赤)コース** ⇒ 神明町・河原町
 - 2(青)コース ⇒ 都町・南幸町1,2丁目・柳町の一部
 - き こ す みなみさいわいちょう ちょうめ やなぎちょう ぷ る どうろ わた ひと **3(黄)コース** ⇒ 南幸 町 3丁目・柳 町・プール道路を渡る人

び h < こ - す こくどう ごうせん わた ひと みなみさいわいちょう ちょうめみなみ 4(ピンク)コース ⇒ 国道1号線を渡る人・南 幸 町 3丁目南

入学後数日は、4コースに分かれて集団下校します。どのコースを通るか、お子さんがわかるようにしておいてください。

3. 遅刻・早退をするとき

遅刻をしてくるとき・・・ 保護者の方またはそれに代わる方が、必ず学校まで送り、学校の 職員に引き渡してください。

早退するとき・・・・ 保護者の芳、又はそれに代わる芳が、必ず学校に迎えに来て、連れてご帰宅ください。(児童だけで下校はできません)

4. その他

川崎市立学校における携帯電話等の取り扱いについては、次のようになっています。ご理解の ほど、よろしくお願いいたします。

「従前どおり学校の教育活動に必要のないものを持ち込まないことを原則とし、小学校及び 神学校では原則持ち込まない、また、高等学校では、授業中の使用はしないなどの取り扱いをお願いしています。」(「学校における携帯電話の取り扱い等について」より:平成21年2月3台川崎市教育委員会)

5. 通学路地図

